

東京社保協第3回常任幹事会・資料集

2017年6月22日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～6 中央社保協第10回運営委員会報告
- 7 介護をよくする東京の会第4回事務局会議報告
- 8～9 消費税廃止東京各界連事務局会議報告
- 10 消費税廃止東京各界連学習&活動交流会チラシ
- 11～13 1万か所学習運動集約
- 14～15 東京都国民健康保険運営協議会条例・基本事項
- 16～22 都議会会派へのアンケート回答
- 23 「共謀罪」法強行の暴挙に怒りを込めて断固抗議する。安倍暴走政治NO!の声を大きく、地域から、職場からの運動を強めよう。(中央社保協事務局長談話)
- 24 築地市場の豊洲新市場への移転判断に断固反対する(東京地評事務局局長談話)
- 25～28 小学校道徳教科書の検討と良識ある採択のために東京教科書採択問題連絡会の見解
- 29～32 「小学校『特別の教科 道徳』の教科書って?!(子どもと教科書全国ネット21によるリーフレット)



2016年度中央社保協第10回運営委員会報告

日時 2017年6月7日13時30分～16時40分
医療労働会館 2階会議室

I、山口事務局長からこの間の取り組み報告を受け確認した。

- 5月 10日(水) 第9回運営委員会
国会行動
- 11日(木) 全労連社保闘争本部
- 14日(日) 「4」の日宣伝行動(巣鴨地藏通り商店街)
- 15日(月) 九州ブロック会議
- 17日(水) 青森県社保協幹事会
東海ブロック会議
- 18日(木) 「社会保障・社会福祉は国の責任で 憲法25条まもれ」
5・18共同集会
- 20日(土) 生存権裁判全国連絡会総会
- 23日(火) 国会行動・参議院厚生労働委員会参考人質疑傍聴行動
- 24日(水) 国会行動・中央社保協院内集会署名提出行動(東京社保協共催)
- 25日(木) 国会行動・参議院厚生労働委員会参考人質疑傍聴行動
介護法案委員会採決
- 26日(金) 北陸信越ブロック会議
介護法案参議院本会議採決
消費税廃止各界連・中央社保協新宿宣伝行動(雨天中止)
- 27日(土) 近畿ブロック社保学校
- 29日(月) 四国ブロック会議
- 30日(火) 中国ブロック会議
- 6月 1日(木) 第10回代表委員会
いのちの砦アクション第2回総会・記念集会
- 5日(火) 武蔵村山市「滞納STOPジャンパー問題」懇談会

II、情勢の特徴について報告を受け討議で深めた。

①国会終盤の動向

6月18日の会期末へ向け、共謀罪、森友問題、加計問題など国会は緊迫しています。

共謀罪は、一般人を処罰の対象に、労組、市民団体も監視・調査の対象になる懸念が浮上しています。13日にも採決強行が狙われており、同日には日比谷集会も予定されています。

加計問題の疑惑は急速に広がり、関係者の証人喚問の要求、追及を強める世論を広げていくことが重要です。

②「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(案)」成立

⇒中央社保協「談話」、倉林議員反対討論、参考人質疑資料参照

③6月4日、経済財政諮問会議は、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2017」の素案を発表しました。「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を踏襲、社会保障分野では、国民皆保険・皆年金を維持し、次世代に引き渡すことを目指すとして、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目を工程表に沿って着実に改革を実行していくとしています。(概要参照)

④東京都議選の特徴

7月2日投票で予定される東京都議会選挙は、東京のみならず、今後の政治状況にも大きく影響する重要な選挙です。現時点での特徴点として、

1. 共謀罪、加計問題をはじめとした安倍政権の問答無用の態度を許さない。
2. 小池知事が豊洲の土壌汚染が残っていると始めて明言し、謝罪。豊洲移転理由の根幹が崩れてきています。豊洲は安全も安心も点検する必要が出てきており、費用対効果を考えると豊洲で毎年140億円の赤字も言われています。
3. ぐらし、社会保障分野では、国保料の値上げ(約7000円)の通知が東京23区では投票用紙と同じぐらいに通知が送付されそうで、「国保料の値上げストップ、引き下げを」強く訴えるなどの政策課題が重視されています。

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

1、国会行動・共同行動等について

①定例の国会行動(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)

6月7日⇒12時15分、衆議院第二議員会館前

②5月24日に署名提出。最終は、6月7-8日締め切り

③共謀罪廃止国会行動に結集します。(行動一覧参照)

2、介護改善の取り組み

(1)「介護保険法の改悪を許すな 市民の会」との共同⇒実行委員会

5月30日に「政策提言」を発表。(資料参照)

(2)改悪法案が可決されたもとのたたかい

1)改悪法の具体化を阻止するために

①情報の収集⇒厚労省レクの実施

8月に「指針」が発表され、7~8月に担当課長会議が開催予定
「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化(インセンティブ改革)」
へどういう指針(評価・指標)がだされるか、をチェックする。

②自治体や団体からの具体化阻止の要請を

自治体からの意見書提出

各団体・個人からの意見書提出など

③各県で取り組まれている自治体アンケートや事業所アンケートの公表
利用者の実態調査(例・愛知県年金者組合)

2) 各県・市町村での取り組み

- ① 各保険者である自治体（保険者）に対し、第7期計画へ（厚労省からの）指標・指針を具体化させない要請など
- ② 事業所・介護労働者・利用者・家族の声を束ねるシンポジウムや学習会の開催を特に、「共生型サービス」の実施については、障害者団体や障害者事業所と共同した学習・シンポジウムなどを開催し、問題点を共有し、共同行動の前進を⇒自治労連交流会（総合事業の実態）への参加（千葉県社保協）、生協連や共産党県議団と地域共生社会への対応と検討（神奈川県社保協）

3) 2018年介護報酬改定へ

- ① 生活援助の人員基準の緩和など具体化される。報酬改定への意見書の提出など報酬改定への要望書の提出
- ② 介護署名（制度実施・報酬・処遇改善・財源）の検討⇒民医連・全労連・社保協の共同署名へ（秋から要請署名）

(3) 2017年度介護月間の取り組み

期間は2017年11月1～30日とする

11月11日（土）「介護なんでも電話相談」47都道府県での開催を！（街頭相談も）

宣伝週間や国会議員要請行動など企画する

(4) 2017年介護全国学習交流集会の成功へ

日時 10月22日（日）13時～16時30分

会場 プラザフォレスト（林野会館） 定員210人

内容 シンポジウム「介護保険の現状と課題、改善方向を探る」を中心に企画

各自治体の実態を把握し、自治体との懇談・要請行動を

各県・ブロックで改めて「総合事業」への移行の実態を把握し、懇談・要請

3、医療・国保改善の取り組み～連絡文書、要請書案、請願書案参照

- 1) 国保都道府県単位化運営方針の作成に向けて、保険料試算、運営協議会の設置、議論が進められています。

要請書案（ひな形）を作成。各地の取り組みを参照

- 2) 6月議会へ向けての請願運動を計画します。
- 3) 国保パンフ（改訂版）等を使用した学習会を、少人数単位でも計画し、1万か所学習運動の推進としても位置付けます。⇒宮城県社保協は、宮城県の実態を加筆した独自パンフ作成し、学習を広げている
- 4) 厚労省レクチャーを計画します。（要請案参照）
7月7日、13時、衆議院第一議員会館第3会議室
- 5) 国保都道府県単位化対策会議

日時 7月19日（水） 13時半～16時半

場所 伊東温泉・「聚楽」 ※全国総会会場で引き続き開催

6) 滞納処分対策全国会議「前橋集会(仮)」について

日時 8月27日(日)～28日(月)

場所 前橋市内で検討中

内容 1日目 学習会

- ・被害体験報告
- ・前橋の現状報告
- ・学習講演
- ・翌日の前橋市への申し入れ内容の基調報告

2日目

- ・前橋市と交渉
- ・宣伝行動を検討?

※6月26日(月)に、事務局会議を予定

4、当面の宣伝行動について

1) 当面の宣伝行動

①「4」の日宣伝行動～相談活動も実施

6月14日(水) 12時～13時 巣鴨駅前

7月14日(金) 12時～13時 巣鴨駅前

8月14日(月) 12時～13時 巣鴨駅前

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動に共同し取り組みます。

奇数月(3・5・7・9・11)は、社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝

※5月24日は、国会行動と日程が重なり、26日に実施も雨天中止

※次回、7月24日(月)を予定 社保協に弁士の要請有。

③全国一斉宣伝行動のゾーン設定について

14日、24日の全国宣伝行動日に合わせて、毎月の「13日～15日」
「23日～25日」を社保協の宣伝行動ゾーンとして設定します。

5、生活保護の取り組みについて

①生存権裁判全国連絡会全国総会

生存権裁判の終結にあわせて全国連絡会は解散。引き続き生活保護引き下げ反対の裁判闘争をはじめとした運動の前進に、連絡会の運動の経験を生かして奮闘することを確認しました。

②いのちの砦アクション第2回総会(6月1日)

生活保護基準引き下げ裁判を支援する全国組織「いのちのとりで裁判全国アクション」は1日、国会内で集会を開き、全国から140人が参加しました。総会では、格差と貧困が広がる中、生活保護制度の締め付けと、安倍政権がねらう生活保護基準のさらなる引き下げは、政府がすすめる子どもの貧困対策などと矛盾が激化していると基調報告。安倍政権の『我が事・丸ごと』地域共生社会が社会保障を変質させる危険性について議論。佛敎大学の横山壽一教授は、戦争できる国づくりと軍事費増額の財源ねん出策として社会保

障が解体されていると指摘し、憲法理念による社会保障の再構築が必要だと述べてきました。生存権を支える岩盤の生活保護が切り崩されようとしている。幅広い分野の人たちと連携し運動を広げよう」と呼びかけました。

6、武蔵村山市「滞納STOPジャンパー問題」懇談会開催

調査活動などに参加を確認。全国に「同じことが起こっていないか」実態調査をよびかける。

7、年金署名の取り組みについて

年金者組合、全労連、中央社保協の三者連名署名を呼びかけます。
2017年6月～2018年6月までに目標100万筆（署名案参照）
年金者組合署名を全日本民医連10万、中央社保協2万活用
※年金者組合定期大会 6月22日 - 23日 伊東

8、第45回中央社保学校について

- ◆日程 2017年9月7日（木）－9日（土）
- ◆場所 場所「リンクステーションホール青森（青森市文化会館）」
〒030-0812 青森市堤町1丁目4番1号
チラシ（第一次案）参照。

9、第61回全国総会に向けて～連絡文書参照

①日程・スケジュール案

- ※日程 7月18日（火）13時半～19日（水）12時半（予定）
- ※会場 伊東温泉「伊東ホテル 聚楽」
〒414-0055 静岡県伊東市岡281
- ※参加費 12500円（宿泊者・1泊二食）
1000円（日帰り参加者・会場費）
- ※スケジュール案（前回会議参照）

②総会議案について

- ※検討日程
- 4月24日 代表委員会（素案）
- 5月10日 運営委員会（素案）
- 6月 1日 代表委員会（第一次案）
- 6月 7日 運営委員会（第一次案）
- 6月27日 代表委員会（第二次案）
- 7月 5日 運営委員会（第三次案）
- 7月 7日 最終案入稿
- 7月18日 総会前の運営委員会（検討）

IV、当面の日程・内容を確認し、参加をよびかけた。

6月	6日(火)	武蔵村山市「生活保護ジャンパー問題」調査
	7日(水)	第10回運営委員会
		国会行動
	13日(火)	社会保障誌2017秋号編集委員会
		第45回中央社保学校青森実行委員会
		5・18実行委員会
	14日(水)	「4」の日宣伝 巣鴨駅
	15日(木)	関東甲ブロック会議
	18日(日)	国会会期末
	23日(金)	東京都議選告示(7月2日投票)
	27日(火)	次長会議・代表委員会
	7月2日(日)	東京都議会議員選挙投票日

V、各団体・地域報告(略)

最後に第9回運営委員会日程を確認して終了した。

※次回日程 7月5日(水) 13時～ 日本医療労働会館会議室

「介護をよくする東京の会」第8期 第4回事務局会議報告

日時：6月16日（金）14：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）

西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、前回（第8期第3回）事務局会議報告を添付した

◎総合事業自治体アンケートは28自治体から回答（あと3か所から回答予定）、引き続き回答を追求し、6月中をメドに集約していく。

2、各団体等の報告

（自治労連）自治労連速報を報告（千葉の自治体アンケート）あわせて、文京区の第7期介護保険事業計画にむけての調査報告資料が報告された）

世田谷区の総合事業・地域包括支援センターの状況の資料報告があった。

（医労連）5月に予定していた介護アクションは雨の為中止になり、改めて8月に実施予定であることが報告された。

3、協議事項

1) 各自治体の総合事業実施状況及び予定の「自治体アンケート」の集約については6月末をメドに集約していくことを確認した。

2) 自治体アンケートの集約結果をふまえた交流会（仮称）を、10月8日（日）の午後にラパスホールで開催することを確認。

内容は：①地域報告、②事業所報告、③基調報告（アンケート分析など）を基本に具体化していく。

3) 介護保険制度改定の影響に関する、事業所アンケート

アンケート案を確認し、7月末集約で取り組むことを確認した。

4) 11月を目途に介護・障害者などの、利用者・家族、労働者、事業所などを束ねるシンポ・学習会などを、障害者団体や障害者事業所と共同して開催できるよう検討していくことを確認した

5) 今後の日程

7月14日（金） 巣鴨駅宣伝行動 12：00～13：00

8月14日（月） //

10月22日（日） 介護全国学習交流集会 13：00～ 林野会館

次回日程：7月12日（水）12：00～ 東京自治労連4階会議室（予定）

6 月度事務局団体会議報告

2017 年 6 月 12 日

消費税廃止東京各界連絡会

連日のご奮闘ご苦労様です。

「共謀罪」法案が参議院での攻防が激しく、反対世論も大きくなっています。国会行動が連日行われます。税理士かいが「共謀罪」の反対声明を出す予定と報道。節税対策を話し合うことが対象となる懸念を表明。税金のことを話すことが委縮してしま介年がある。

7 月の学習会はタイムリーな学習会であり、学習会の成功めざします。

☐ 今日の大塚駅・宣伝行動のまとめ
3 団体 13 人参加、

☐ 「学習会・活動交流会」の開催準備 7 月 15 日（土）13：30～

一、各団体での取り組み、告知状況。参加目標など

東商連 50 人、東京土建 50 人、なくす会 10 人、民医連 10 人
自治労連 5 人、共産党 10 人、
東京地評、新婦人、年金者組合等に目標を持ってもらうことに

二、運営・進行。役割り分担

13：30 開会（主催者あいさつ）（土建）

13：40～15：10 講演「消費税で社会保障が拡充されたか」
日野秀逸氏 東北大学名誉教授 医学博士

15：10～15：30 国会報告 共産党議員
（休憩 10 分）

15：40～16：00 質疑応答、交流

16：00～ 終了（閉会のあいさつ）（東商連）

[役割り分担]

司会（東商連・中里）、書籍準備（パンフ・なくす会林）、看板作成（土建）

受付（民医連・土建）

[当日の集合時間] 12：30 設営

三、資料について

- 1、プログラム
- 2、講演レジュメ
- 3、パンフ
- 4、各団体の資料について

■袋づめ作業について

四、団体への呼び掛け（案内の送付等）

- 1、民主団体名簿
 - 2、各団体のつながり名簿
- 案内の作成と発送について

㊦ 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等

一、次回（7月）の事務局団体会議・宣伝行動

- 1、事務局団体会議 . . . 7月11日（火）13時45分～15時
 場所： 労働会館2階 第1会議室
- 2、定点宣伝（大塚駅北口）. . . 7月11日（火）12～13時



**消費税10%NO!
増税はアリえない**

消費税廃止東京各界連絡会 学習&活動交流会

日時：7月15日(土)午後1時30分～4時

会場：けんせつプラザ東京五階会議室ABC

安倍政権は国民の世論と運動に押されて消費税増税を再延期しました。しかし、2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを決めました。さらに、社会保障野切り捨てを着々と進め、医療や介護の負担が重くなっていきます。年金給付も引き下げられています。全国・都内各地の取組みに学びあい、交流して、地域から大きな「消費税 No!」の世論を巻き起こす共闘をつくりましょう!

○講演「消費税で社会保障が拡充されたか」

〔講師〕日野秀逸氏 東北大学名誉教授 医学博士

医療・社会保障分野の専門家が、社会保障と消費税についてお話いただきます。

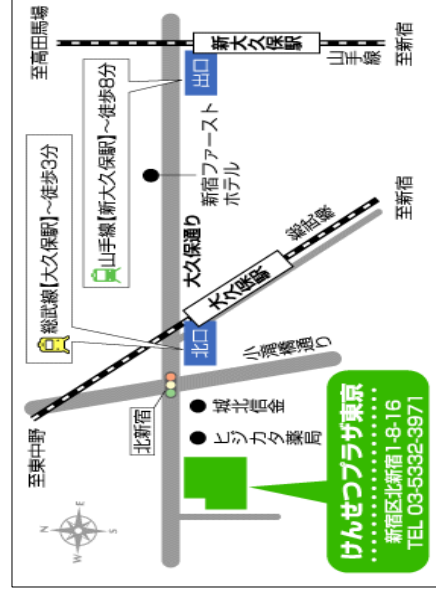
○活動交流・国会報告

各団体・地域の粘り強い取り組みや活動の経験を交流します。消費税増税の中止に向けた運動を飛躍させましょう。

〔参加申込み・問い合わせ先〕

東京商工団体連合会

電話 03(5692)5081 F A X 03(5692)5091



消費税が導入されて30年が経とうとしていきます。30年前は消費税の無い社会でした。

社会保障の為に導入されましたが、財政赤字は増え、社会保障は負担が増え、給付は減少しています。消費税が増税され続けます。生活は大変になります。社会保障の拡充には消費税が必要なのかみんなで考えましょう。

2017年6月21日

1万ヶ所学習運動報告書

	社保協名		回数	延べ人数
1	足立社保協	情勢学習（社保学校3回、マイナンバー2/17、30人）②医療保険制度（7/16）③年金 ④TPP	7	80
2	荒川社保協	①マイナンバー制度（2回）	2	
3	板橋社保協	①日の出町見学	1	
4	江戸川社保協	①マイナンバー学習会（2回、240人）②就業実態学習会③暮らしを改善し安心して生活できる社会を（6/12、80人）④暮らしと経済（2016/6/12）50人⑤介護（2016.10.19、33人）⑥TPP（2017.1.31、58人）⑦5/21、情勢	8	518
5	大田社保協	①介護問題（2016/9/15）45人 ②マイナンバー③介護（60人）④貧困（3/21、70人）	4	275
6	葛飾社保協	①マイナンバー学習会 ②国保問題（12/14、30人）③2017/2/9、社保30人、④高齢期3/18,40人、⑤国保（15人）	5	30
7	北区社保協	①介護シンポジウム（7/7、91人）②介護一言カード学習会（11/25、12人）③対区懇談（12/21、32人）	3	115
8	江東社保協	①情勢学習会②いま日本の医療保険・介護があぶない（12/4、165人）③情勢学習12回	16	260
9	品川社保協	①情勢 ②医療の現状と今後の展望（11/27、60人）③総会記念学習会（2016/11/24）30人	3	90
10	渋谷社保協	①安倍社会保障改革のネライ（8/18、50人）②介護保険制度を渋谷区から聞く（2016/1/30、53人）③情勢学習④国保問題2回 ④介護問題（2016/8/25）40人	6	223
11	新宿社保協	①介護シンポジウム（11/20、12人）	1	120
12	杉並社保協	①社会保障改悪（9/26、30人）	1	30
13	墨田社保協	国保	1	70
14	世田谷社保協	①情勢学習4回②国保（1/29、70人）③社会保障（こぶしの会総会3/27、80人）	7	150
15	台東社保協	①総会記念学習会②情勢学習会③国保学習会（11/25、40人）④社会保障（3/27、80人）⑤安倍政権の社会保障改悪の問題点（3/23）	5	120
16	中央区社保協			
17	千代田社保協			
18	豊島社保協	①医療介護総合法（6/10、20人）②情勢③後期高齢者④国保⑤介護保険（5/12、28人）⑥介護（2017/5/17、30人）	6	78
19	中野社保協	①脱住まいの貧困、貧困の現場から社会を変える（6/29、76人）②情勢2回③貧困問題（2016/10/13）60人	3	136
20	練馬社保協	①情勢②国保③混合診療・皆保険④社会保障とマイナンバー（11/7）⑤マイナンバー（くらしの学校、1/19）⑥マイナンバー（重税反対、2/9、50人）⑦医療保険制度（5/25、30人）⑧介護学習会（2016/4）30人⑨保育学習会（2016/6）20人⑩総会学習（社会保障2016/11/24）30人⑪マイナンバー（2016/11/17）15人⑫社会保障（2016/7/24）200人⑬介護保険制度60人（2016.12.17）	13	435
21	文京社保協	①2016/4/21憲法問題 ②高齢者医療2回 ③情勢	4	8
22	港社保協	①これからの医療制度について（11/16、25人）②情勢	2	25

2017年6月21日

1万ヶ所学習運動報告書

	社保協名		回数	延べ人数
23	目黒社保協	①骨太方針2015の中味と今後のたたかい方(9/29、30人)②目黒区民集会(2016/2/26、170人)③労働者派遣法	3	200
24	昭島社保協	①医療・介護など社会保障(10/20、30人)②社会保障・介護(2016/12/2)25人③情勢	3	55
25	稲城社保協	①情勢学習	1	
26	清瀬社保協	①介護現場の実態(2/29、30人)②情勢学習3回③国保問題3回④介護2回60人⑤幹事会学習会(国保パンフ)⑥医療	11	130
27	国立社保協			
28	小金井社保協	①情勢学習2回 ②介護問題(2016/11/17)25人	3	31
29	国分寺社保協	①情勢 ②高齢者 ③年金	3	6
30	小平社保協	①情勢学習2回会②年金問題③国保問題④マイナンバー⑤医療実態(2016/7/28)20人	6	20
31	立川社保協	①介護保険問題(10/1、15人)②国保広域化(三医研・2/6、40人)	2	40
32	多摩市福祉をすすめる会	①国保問題(3/12、30人)	1	30
33	調布社保協	①情勢学習②安全保障関連法はなぜ戦争法か(3/9、100人)③格差貧困(3/7)72人	3	212
34	西多摩社保協	①自治体要請の検討(7/27)②介護アンケート調査結果(8/31)④新制度下の保育現場(9/28)⑤障害者めぐる状況(10/26)⑥派遣法(11/27)⑦消費税の問題点(12/24)⑧一億老後崩壊の衝撃(12/20、116人)⑨総合事業移行問題(1/27)⑩医療改悪の流れ(2/22)⑪生活保護改悪の動き(3/28)⑫国保都道府県化問題(4/25)⑬年金改悪と裁判闘争(5/31)⑭憲法問題(6/12)⑮総会学習(6/19、40人)	15	246
35	西東京社保協	①情勢学習②国保問題③医療・介護がどう変わる(9/9、20人)④資料を読む会(10/5、11/2、10人)⑤総合事業(2/29、3人)⑥戦争法と社会保障(4/30、50人)⑦社会保障(2016/11/12)20人	8	117
36	八王子社保協	①介護保険が変わって私はどうなる(7/22、16人)②八王子の介護の現状(7/31、11人)③介護事業所訪問調査員事前学習(9/7、23人)④八王子市出前講座(10/31、23人)⑤介護事業所訪問調査報告集会(11/2、18人)⑥介護事業所アンケート結果から見てきたもの(2016/1/15、12人)⑦社会保障解体攻撃(5/30、30人)⑧国保(2016/11/26)100人⑨介護2017.3.12、)⑩総会(5.20)	10	303
37	東久留米社保協	①マイナンバー制度(8/18、20人)②差押え問題(8/26、12人)③2016/2/20、居場所25人)④5/18、高齢期180人⑤6/11、9条300人⑥8/3、9条、70人)⑦地域医療9/8、47人)⑧障害者11/25、15人)⑨2017/2/18総会(30人)	9	699
38	東村山社保協	①情勢学習②5/25後期高齢者③7/27・マイナンバー13人④1/18・介護保険32人⑤国保問題11人⑥国保料値上げ問題⑦国保都道府県化(5/9、40人)	7	106
39	日野社保協	①社会保障(8/21、30人)②マイナンバー制度5回③国保問題(11/25、40人)④国保(2/27、30人)⑤医療保険制度(5/17、30人)	9	130
40	府中社保協	①情勢学習3回②後期高齢者③国保問題④その他3回⑤介護保険8/28⑥年金(8/29)⑦高齢期要求(10/30)⑧年金裁判(11/12)⑨9条問題(12/16、250人)⑩税金(2/19)⑪社会保障(3/12、40人)⑫教科書3/20⑬高齢期10/3⑭社会保障2017/2/18、40人)	18	460
41	町田社保協	①稲城市の介護保険の実態(4/23、予定)②マイナンバー③社会保障解体(2016/11/4)25人	3	25

2017年6月21日

1万ヶ所学習運動報告書

	社保協名		回数	延べ人数
42	三鷹社保協			
43	武蔵野社保協	①わかばのつどい（新婦人東大和）（6/12、50人）	1	50
44	村山・大和社保協		1	
45	こまえ社保協	①マイナンバー2回 ②子育て支援署名（1/18）③総会記念学習会（2015/11/7）④子ども医療費問題（2016/1/18）20人 ⑤医療・介護（篠崎次男2016/11/5）30人 ⑥医療・介護大運動（2016/11/29）30人	6	99
46	東商連	①社会保障の改悪の中味（9/13、40人）②板橋民商学習会（国保、9/27、20人）	2	60
	都生連	①総会記念講演（後藤道夫、2016/11/6）80人 ②日野守る会（医療・介護2016/9/18）30人	2	110
	東京民医連	①国保・生保（2016/7/23）60人	1	60
47	自由法曹団	①離婚と社会保障制度・なんなん講座（11/28）	1	
48	東京自治労連	①安全・安心の医療・介護（10/9、15人）	1	15
49	東京土建本部	①社保対学習会（社会保障をめぐる情勢、9/11）②国会学習会（11/13、130人）③社保・税金（国会行動2016/11/7）100人	3	230
50	介護をよくする東京の会	介護フォーラム（1/16、60人）	1	60
51	三多摩高齢期	①国保問題（2/12、60人）	1	60
52	東京社保協	①生存権東京連絡会（医療制度）②常幹前段学習7回③第43回社保学校（7/20、202人）④第6期事業計画（7/15、30人）⑤介護フォーラム（2016/1/11、110人）⑥滞納処分東日本集会（1/30、80人）⑦オリパラ都民の会提言討論会（2015/9/7）⑧三多摩革新懇社会保障制度（5/19、20人）⑨都民連都政学習会（2015/7/31）⑩東商連共済会学習会（2015/9/13、40人）⑪板橋民商学習会（2015/9/27、20人）⑫なんなん講座（2015/11/28、45人）⑬44回社保学校（2016/5/29）108人⑭45回社保学校（2016/10/16）136人⑮介護保険制度学習会47人（2017.1.22）	21	943
	報告書集約数		254	7,260

見出し／沿革
 東京都国民健康保
 険運営協議会条例
 平成29年03月31日

目次
 第2号

[第一条\(設置\)](#)
[第二条\(所掌事項\)](#)
[第三条\(組織\)](#)
[第四条\(委員の任期\)](#)
[第五条\(会長の設置及び権限\)](#)
[第1項](#)
[第2項](#)
[第3項](#)
[第六条\(招集\)](#)
[第七条\(定足数及び表決数\)](#)
[第1項](#)
[第2項](#)
[第八条\(委任\)](#)

○東京都国民健康保険運営協議会条例

平成二九年三月三一日
 条例第二二号

東京都国民健康保険運営協議会条例を公布する。
 東京都国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、知事の附属機関として、東京都国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二条 協議会は知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- 二 国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- 三 前二号のほか、国民健康保険事業の運営に関すること(東京都が処理する事務に係るものに限る。)

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げる者につき知事が委嘱する委員二十一人をもって組織する。

- 一 被保険者を代表する委員 六人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 六人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 三人

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長の設置及び権限)

第五条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第六条 協議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(東京都国民健康保険委員会条例の廃止)

- 2 東京都国民健康保険委員会条例(昭和二十八年東京都条例第三十六号)は、廃止する。

附属機関等の運営に関する基本事項

(平成29年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都国民健康保険運営協議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都国民健康保険運営協議会条例
設置年月日	平成29年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事、国民健康保険運営方針の作成に関する事、その他国民健康保険事業の運営に関する事を審議し、答申する。
委員数	平成29年4月1日時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録 非公開理由	-
備考	-
HPのURL	-
問い合わせ先	福祉保健局保健政策部国民健康保険課 電話番号：03-5320-4164 FAX番号：03-5388-1409

都政に関する「2017・政策評価アンケート」です。

お手数ですが、下記の質問に可能な範囲で、ご回答をお願いいたします。自由記述方式です。

政党・会派名 民進党東京都総支部連合会 政務調査会長 斉藤あつし

電話 03-6205-7181 FAX 03-6205-7182

1. 新しい東京都の高齢者福祉の取り組みとして「混合介護」があります。「混合介護」は、国家戦略特区の認定を受けて、価格自由化や公的介護保険との併用等について、規制緩和が行われる予定です。その先行的自治体として、豊島区が選ばれました。「混合介護」（選択的介護）について、貴党のご見解をお願いします。

混合介護によって、利用者が介護事業者に保険外の多様なサービスを頼むことができます。しかし、全額自己負担となる保険外サービスの利用は全ての人が利用するとは限りません。利用者が保険内と保険外で明確に区別できないと利用者の負担が拡大する懸念があります。

そこで、事業者が保険外のサービスを優先し、保険内の介護を十分に提供しないことや、高齢者の自立支援を妨げたりすることがないように、利用者を保護する対策を検討する必要がありますと考えています。

2. 医療保険制度が、戦後最大の変化を迎えています。その一つが、市区町村（公営）国民健康保険制度です。2018年4月から、国民健康保険の保険ものが、都道府県（東京都）と市区町村の2重構造になります。そして、「東京都国民健康保険特別会計」が新設されて、財政責任が東京都に移行することになります。保険料（税）の負担増や市区町村の賦課決定権がどうなるのか、不安の声もあがっています。貴党のご見解と国民健康保険政策を教えてください。

高齢化が進む東京において、都民に必要な医療を提供し続け、安心して暮らせるようにしていかねばなりません。

国民皆保険制度を維持する必要から、制度設計者である国が第一義的な責任を持つとともに、都や区市町村が共に責任を果たしていくべきです。国が自治体への財政支援の拡充や基金設置などに取り組み、区市町村も保険者努力支援制度を活用して収納率を向上させ、被保険者間の公平性を確保するなど、三層での制度維持に取り組むべきだと考えます。

そのためには、被保険者の健康保持、増進に取り組むことで医療費の適正化を図るとともに、介護や生活支援サービスなどとの連携強化が必要です。

3. 医療関係者が注目をしている「東京都地域医療構想」があります。すでに昨年、都民へのパブリックコメントを経て2016年7月に「東京都地域医療構想」が提案されて、現在は構想区域（2次医療圏）毎の会議が開催されています。高度急性期・急性期の不足する病床問題、地域包括ケアシステムと密接な関係になる慢性期病床のあり方など、東京都の地域ケア・医療提供体制が問われています。東京の入院ベッド確保問題について、貴党のご見解をお尋ねします。

(1) 「東京都地域医療構想」の問題・課題について

東京には、全国や他県から患者が訪れる多数の高度医療を提供する病院があり、その多くが区中央部や区西部に集中しています。医療連携を強化するため、2次医療圏に必ずしもこだわらない東京都全体の医療を把握した上で、構想区域毎に医療資源や交通網などの特性を踏まえ、より良い形としていくべきです。

高齢化の進展によって高齢者人口が急増し、高齢者らのリハビリなどを担う回復期のベッドなどが必要となります。医療需要の増加に対応し、患者の症状や状態に応じた効率的で質の高い医療提供体制を確保していくべきと考えます。

(2) 慢性期病床については、区市町村の介護保険サービス連携が必須です。東京都と区市町村の連携課題について、ご見解をお願いします。

東京において、高齢化の進展で「治して支える医療」が求められる中、急性期後の患者をどのように地域で受け止めることができるかが重要です。

居宅や介護施設で暮らす高齢者が、急変、悪化した場合に地域医療で受け入れるなど、都内全域で地域包括ケアを構築していくために、医療と介護保険サービスなどのネットワークを構築し、対応していかなければなりません。国と都、区市町村、関係機関が一体となって持続可能な医療・介護提供体制の維持に取り組むことが重要だと考えます。

4. 2017年度東京都予算が成立しました。この2017年度予算について、主に医療・福祉の領域について、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

(1) 評価することについて

増加しているがん・難病患者への治療と就労の両立に向けた対策が推進され、医療的ケアを要する子どもとその家族が身近な地域で暮らし続けられるための支援体制が充実するなど、取り組みが進みました。

また、待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスの整備を支える事業が実施され、保育所が新設されるとともに、保育士等キャリアアップ補助の拡充が行われることで、保育士などの処遇改善が進みました。

(2) 問題・課題について

今後、団塊の世代が75歳を超えるなか、都が区市町村と連携して、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように、医療・介護関係機関などのネットワークづくりを着実に進めることが重要です。

待機児童対策については、潜在的な保育需要を踏まえ、多様な保育ニーズに応えるなど、待機児童ゼロの実現に向けて更に取り組むべきだと考えます。

5. 団塊の世代が75歳を迎える2025年は、東京も超高齢化社会を迎えます。東京集中の要因もあり保育園の不足・子育て困難が大きな社会問題になっています。ケア労働不足などを含めて多死社会・少子化社会を迎える中で、医療・介護・福祉分野での貴党の重点政策について教えてください。

介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で生活できる、地域包括ケアシステムづくりを積極的に推進します。そのために、認知症の早期発見や、医療機関等での認知症対応力向上、介護サービス基盤の整備などを促進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、家賃補助制度の構築に向けて取り組みます。

さらに、都内の潜在的ニーズも含めた待機児童を把握して、2020年には待機児童が確実にゼロになるよう抜本的な取り組みを進めます。

都政に関する「2017・政策評価アンケート」です。

2017年5月17日

お手数ですが、下記の質問に可能な範囲で、ご回答をお願いいたします。自由記述方式です。

政党・会派名（日本共産党都議団）担当者名（窪田大二郎）

電話（03-5320-7270）FAX（03-5388-1790）

メールアドレス（jcp_togidan@mue.biglobe.ne.jp）

1. 新しい東京都の高齢者福祉の取組として「混合介護」があります。「混合介護」は、国家戦略特区の認定を受けて、価格自由化や公的介護保険の併用等について、規制緩和が行われる予定です。その先行的自治体として、豊島区が選ばれました。「混合介護」（選択的介護）について、貴党のご見解をお願いします。

混合介護の規制緩和には反対です。お金のあるなしで受けられる介護に格差が生じる危険があります。現在でも介護の利用料を払うのが困難な方が多く、公的介護支援の拡充こそ必要です。

2. 医療保険制度が、戦後最大の変化を迎えています。その一つが、市区町村（公営）国民健康保険制度です。2018年4月から、国民健康保険の保険者が、都道府県（東京都）と市区町村の2重構造になります。そして「東京都国民健康保険特別会計」が新設されて、「財政責任」が東京都に移行することになります。保険料（税）の負担増や市区町村の賦課決定権がどうなるのか、不安の声もあがっています。貴党のご見解と国民健康保険政策を教えてください。

国民健康保険は所得が少なく医療の必要性は高い被保険者が多いという構造的問題がありますが、都道府県単位化は、この問題の解決にはつながらず、都道府県を保険者として徴収の強化や医療費の不適切な抑制を進めさせるもので、反対です。国や都道府県による財政支援を強化し、払える保険料にすることこそ必要です。

3.医療関係者が注目をしている「東京都地域医療構想」があります。すでに昨年、都民へのパブリックコメントを経て2016年7月に「東京都地域医療構想」が提案されて、現在は構想区域（2次医療圏）毎の会議が開催されています。高度急性期・急性期の不足する病床問題、地域包括ケアシステムと密接な関係になる慢性期病床のあり方など、東京都の地域ケア・医療提供体制が問われています。東京の入院ベッド確保問題について、貴党のご見解をお尋ねします。

(1)「東京都地域医療構想」の問題・課題について

東京都地域構想の基になる国の将来患者数推計は国が病床削減と医療費抑制のために作ったもので、東京でも慢性期病床が減少する推計となっている点等が問題だと考えています。

(2)慢性期病床については、区市町村の介護保険サービス連携が必須です。東京都と区市町村の連携課題について、ご見解をお願いします。

在宅療養をしている方の後方支援病床等として療養病床が役割を果たせるよう、東京都の後押しが重要です。

4.2017年度東京都予算が成立しました。この2017年度予算について、主に医療・福祉の領域について、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

(1)評価することについて

保育園の待機児解消目標の大幅引き上げや保育士給与の引き上げのための補助の拡充等は評価しています。

(2)問題・課題について

安倍内閣の社会保障改悪が続く中、都民生活を守るために力をつくすという点では、きわめて不十分だと考えています。

5.団塊の世代が75歳を迎える2025年は、東京も超高齢化社会を迎えます。東京集中の要因もあり保育園の不足・子育て困難が大きな社会問題になっています。ケア労働不足などを含めて多死社会・少子化社会を迎える中で、医療・介護・福祉分野での貴党の重点政策について教えてください。

認可保育園の9万人分増設、特別養護老人ホームの2万人分増設、保育士・介護人材の賃金引き上げ、シルバーパスの拡充、国民健康保険料の1人1万円引き下げ、後期高齢者医療保険料・介護保険料の5000円引き下げなどを重点政策としています。

お忙しい中ありがとうございました。

2017年5月17日

お手数ですが、下記の質問に可能な範囲で、ご回答をお願いいたします。自由記述方式です。

政党・会派名 (都議会 生活者ネットワーク) 担当者名 (苅村 洋子)

電話 (03-5320-7283) FAX (03-5388-1789)

メールアドレス (_____)

新しい東京都の高齢者福祉の取組として「混合介護」があります。「混合介護」は、国家戦略特区の認定を受けて、価格自由化や公的介護保険の併用等について、規制緩和が行われる予定です。その先行的自治体として、豊島区が選ばれました。「混合介護」(選択的介護)について、貴党のご見解をお願いいたします。

「混合介護」導入については、利用者の負担の拡大などが懸念されている。介護保険内のサービスと、介護保険外のサービスを厳格に区分している現行制度の課題は確かにあるが、利便性だけの規制緩和は、デメリットもあり、誰のための制度かをよく見極めた見直しが必要。

医療保険制度が、戦後最大の変化を迎えています。その一つが、市区町村(公営)国民健康保険制度で。2018年4月から、国民健康保険の保険者が、都道府県(東京都)と市区町村の2重構造になります。そして「東京都国民健康保険特別会計」が新設されて、「財政責任」が東京都に移行することになります。保険料(税)の負担増や市区町村の賦課決定権がどうなるのか、不安の声もあがっています。貴党ご見解と国民健康保険政策を教えてください。

国保財政については、何年も前から、基礎自治体(区市町村)では担いきれないなど課題が指摘されてきた。その意味では、広域化は、スケールメリットの意味では否定するものではない。ただ、「都道府県が財政運営の責任主体となる」ことで、実際にどのような影響を及ぼすのか、特に、市町村への影響が懸念される。これまでの賦課方式や、滞納者への対応など、身近な議会でもチェックできていたことが、見えにくくなるのが心配。



3.医療関係者が注目をしている「東京都地域医療構想」があります。すでに昨年、都民へのパブリックコメントを経て2016年7月に「東京都地域医療構想」が提案されて、現在は構想区域（2次医療圏）毎の会議が開催されています。高度急性期・急性期の不足する病床問題、地域包括ケアシステムと密接な関係になる慢性期病床のあり方など、東京都の地域ケア・医療提供体制が問われています。東京の入院ベッド確保問題について、貴党のご見解をお尋ねします。

(1) 「東京都地域医療構想」の問題・課題について

- ・ 策定過程において、多様な立場の人が参加できていたか、課題が残る。
- ・ 区部と多摩地域の差など地域事情があるが、地域特性が見えてこない。
- ・ 福祉との連携についても、具体的な基盤整備が見えない。
- ・ 2025年の病床必要量について、今後の更なる調整は、丁寧に地域事情を把握しつつ、市民にも分かるような検討が必要。

(2) 慢性期病床については、区市町村の介護保険サービス連携が必須です。東京都と区市町村の連携課題について、ご見解をお願いします。

慢性期病床については、医療と介護の連携が不可欠。「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議」が、2016年3月に最終報告をまとめているが、住まいや地域づくりなど、多面的な提案になっており、参考にしつつ、東京都として、具体的、広域的なバックアップ体制をつくる必要がある。

2017年度東京都予算が成立しました。この2017年度予算について、主に医療・福祉の領域について、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

(1) 評価することについて

看取りも含めて、在宅療養やケアシステム構築にシフトしていること。

(2) 問題・課題について

福祉と保健の予算は増えているが、社会保障関係の義務的経費が多い。地域で医療や福祉を充実できるよう、基盤整備のための地域支援が必要である。

団塊の世代が75歳を迎える2025年は、東京も超高齢化社会を迎えます。東京集中の要因もあり保育園の不足・子育て困難が大きな社会問題になっています。ケア労働不足などを含めて多死社会・少子社会を迎える中で、医療・介護・福祉分野での貴党の重点政策について教えてください。

◎ 誰もが自分らしく生きられる地域福祉のしくみをつくる

- ・ その“人”を、地域でトータルに支える、地域包括ケアシステムを構築する。
- ・ ケアに携わる人が誇り・やりがいを持てるような、人材育成・人材確保策をすすめる。
- ・ 専門的医療とともに、安心できる総合的な地域医療体制をすすめる。
- ・ 地域福祉の拠点として、空き家・空き室・空き店舗の活用をすすめる。

お忙しい中ありがとうございました。

「共謀罪」法強行の暴挙に怒りをこめて断固抗議する。 安倍暴走政治NO！の声を大きく、地域から、職場から の運動を強めよう。【談話】

2017年6月16日

中央社会保障推進協議会

事務局長 山口一秀

6月15日、安倍政権は、国民の思想および内心の自由を侵害する「共謀罪」（テロ等準備罪）法の審議を打ち切り、参議院法務委員会の採決を省略し、参議院本会議で自民・公明両党と日本維新の会などの賛成多数で強行可決しました。

「共謀罪なしにはオリンピックの開催が危ぶまれると言っても過言ではない」などと強弁し、「テロ等」「一般人」などの概念も不明確で、法務大臣も説明できないボロボロの法案のまま、国民の約8割が「慎重論議」を求めているにもかかわらず強行されました。

国連人権理事会の特別報告者の懸念表明や、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、「立憲デモクラシーの会」、「日本児童文学者協会」等、「監視社会化を招き、人権や自由を広く侵害するおそれが強い」「一般市民も捜査の対象となり得る懸念は払拭できない」「憲法で絶対的に保障されている『内心の自由（思想信条の自由）』を侵害する」などの批判と不安が急速に広がる中、「加計」「森友」疑惑の幕引きを図り、数の力で強行した言語道断の暴挙です。

中央社会保障推進協議会は、戦争への道につながる「共謀罪」の廃止と、憲法改悪阻止、社会保障解体をやめさせ、格差と貧困の是正、だれもが人間らしく生きられる社会をかかげて、地域から、職場から「安倍政治NO！」の声を大きく広げていくために奮闘する決意です。

【談話】築地市場の豊洲新市場への移転判断に断固反対する

2017年6月21日

東京地方労働組合評議会

事務局長 松森 陽一

昨日6月20日、小池百合子東京都知事は、記者会見にて、築地市場を豊洲市場に移転した上で、築地跡地は売却せず、再開発することを発表しました。「築地は守る、豊洲を活かす」と都議選向けとも思えるキャッチコピーを言っています。

しかし、その内容は、築地市場を更地にし、2020年五輪までに跡地に幹線道路の環状2号を開通させ、当面は五輪用の輸送拠点として活用し、その後、5年後をメドに再開発するという「築地市場破壊、財界の要望を活かす」というものです。

この決断は、都民、消費者の食の安全と市場関係労働者の健康を脅かすものであり、また、卸売市場を「食品流通センター」と「観光スポット」に解体するものであり、断固として認められません。都知事は豊洲移転の発表を撤回すべきです。

この度の知事の豊洲移転の判断は、「豊洲市場における土壌汚染対策に関する専門家会議」が6月11日にとりまとめた提言に基づいたものです。

「提言」は、豊洲市場の汚染土壌の無害化を目指すものではなく、「揚水処理で地下水がくみ上げられるのだから、いつかは汚染地下水も低減されるであろう」という無責任な対策です。「無害化はできなくて当たり前」という姿勢が見て取れます。「提言」は、生鮮食料品等を扱う豊洲市場の「食の安全・安心を確保する」ものではなく、知事の豊洲移転の判断は、厳しく批判されるべきです。

知事はいったん豊洲市場に移転し、5年後をメドに築地を再開発し復帰させるとしていますが、中小零細規模の市場業者は度重なる「引っ越し」に耐えられず、市場移転を理由にした中小業者つぶしに他なりません。また知事は、豊洲市場を冷凍・冷蔵を備えた物流センターとして活用するとしており、これは中央卸売市場を大手食品加工・流通資本にとって使い勝手のよい施設に作りかえてしまうものであり、中小業者の営業をおびやかす計画で許されません。そもそも、市場業者は多数が移転に反対しています。たとえば「築地女将さんの会」による移転反対の賛同署名運動では、水産仲卸業者の7割が「移転反対」を表明しています。市場関係者は移転の前提が崩れたと大きな憤りをもっており、東京都に対する不信感は計り知れないところにきています。市場関係者との信頼を失ったままでは、いくら知事が決断をしたところで、この計画は実現しえません。

すでに現在地再整備のあり方について、どのような工法をとるにしろ、築地現在地での再整備は、費用の面でも、工事期間の面でも十分可能です。将来世代へのつげを残さず、「築地ブランド」を守り、次世代に受け継いでいくのならば、現在地再整備にこそ踏み切るべきです。東京地評は、小池知事の豊洲移転判断に断固反対し、築地現在地での再整備へと方針を転換することを求めます。

以上

小学校道徳教科書の検討と良識ある採択のために 東京教科書採択問題連絡会の見解

東京教科書採択問題連絡会
(事務局団体 東京地評)

1. はじめに

「特別の教科 道徳」が 2018 年度から小学校で、また 2019 年度から中学校で実施されます。道徳が初めて正式な教科と位置づけられ、検定教科書を使用する義務が生まれることから、道徳の授業や使用される教科書が本当に子どもたちの豊かな成長発達を支えるものとなるのかどうか、教職員や保護者をはじめ、地域社会の強い関心をよんでいます。今年 8 月までに、小学校道徳教科書の採択がなされることから、私たち東京教科書採択問題連絡会は、関係団体等と意見交換をすすめ、教科書の採択にむけて、以下のとおり、見解を取りまとめました。小学校道徳教科書の検討と良識ある採択に、この見解が寄与することをのぞみます。

2. 道徳教育にあるべき基本について

これまでの学校教育は、科学的学問体系に裏づけられた教科教育と、生徒会活動や部活動などを含む生活指導で成り立ってきました。しかし、「特別の教科 道徳」は、科学的学問体系を背景としない徳目で心の内面に踏み込むものであり、戦争の反省から確立してきた戦後民主教育の大転換です。

先に非民主的な手続きで成立した共謀罪と「特別の教科 道徳」は、戦前・戦中の治安維持法と修身で「お国のため」「天皇のため」にと戦争に駆り立てられた歴史と重なる部分が多く、その価値観を子どもたちに押し付けることになることを危惧します。

道徳教育の目標は、道徳性を育成することとされています。道徳性とは人間が人間らしく他者と共同して社会を形づくっていくための規範であり、人類は長い歴史のなかで、平等、人権、民主主義などの概念や制度を編み出しながら、個人と社会の両方において道徳性の実現を目指してきました。しかし、近年、道徳性はもっぱら個人の中の礼儀や対人能力にだけ求められ、個人への規範教育ばかりが強調されがちである一方、社会の規範は解体され、切り下げられてきました。たとえば、大企業は不安定雇用・低賃金労働を増やし、労働者の「人間らしく生きる権利」を保障する社会的責任を放棄しており、社会の道徳性を退廃させています。こうした社会で困難を抱え、他者と共同する意欲を失っている人々を、さらに強い規範で律しようとするのは、個人の道徳性のみ原因を求め、人間の尊厳を実現する仕組みが社会から奪われているという社会の側の道徳性の問題を捨象するものです。道徳教育、すなわち道徳性規範の育成は、個人と社会それぞれの規範を深く連動させ、ともに向上させていくべきものと

してなされる必要があります。

なにより道徳性の育成には、現場性、すなわち人間・社会関係のなかに現れた矛盾や課題に直接取り組み、現実や事実即して生活指導が行われることが極めて重要です。教科書に挙げられている徳目を教えたところで、それだけでは子どもを取り巻く現実や課題をめぐる関係性は一向に変わることはなく、指導の効果はありません。

また、道徳性は物事を自主的、批判的に判断できる力を基礎に形成されるものです。一般教科の学習が記憶偏重となり、道徳性を形成する側面が抑えられてしまっていますが、本来、教科学習は個人の判断力、思考力、自らの主張を生み出す場であり、道徳性を形成していく重要な場です。一般教科は、学習指導要領で政府に統制されているとはいえ、指導要領の背景には科学的見地の基盤があります。ところが、道徳科の新学習指導要領に示されている内容項目には、それを吟味した科学的基盤がありません。教科で人類知の価値と到達を学び、教育現場の現実、現場性に即した生活指導をすすめることが、道徳教育の基本とされるべきです。

3. 小学校道徳教科書の内容について

小学校道徳教科書を俯瞰すると、横並びで画一的な題材がきわめて多いなか、民主教育研究団体が「非科学的」などとして批判してきたものも含まれており、そうした題材が検定教科書に掲載されることにより、教育現場に大手を振ってまかり通ることを深く憂慮します。

また、人権、とりわけ個人の権利に関する記述がきわめて少なく、「権利」は「自他の権利」という新学習指導要領の文言通りに、自分自身の権利は控えめに述べるというものが大多数でした。たとえば、労働は「勤労」として「他人への奉仕」などの形で記載されており、働く者の権利に言及したものは皆無です。

文科省は「考え、議論する道徳科」を目標に掲げているものの、教科書の内容はそれにほど遠いもので、あくまで政府・文科省が定めた国定の徳目のなかで、考え、議論するものとなっています。こうした問題の背景には、学習指導要領および教科書検定基準そのものの問題性があります。今年度に行われる中学校道徳教科書の検定でも、これらの点は大きな問題となることをここに指摘しておきます。

以下、検定教科書に取り上げられた題材について意見を述べます。

(1) 指導要領に示される「自分自身に関すること」「人との関わりに関すること」では、初めから心のありようを決まった方向に価値づけする内容が多いです。「楽しい」「明るい」「仲よく」「誠実に」が乱発され、それ以外の「苦しい」「悲しい」といった人間がもつ葛藤は、ネガティブな心として認めていません。行動についても同様に「がんばる」「努力する」「くじけない」とい

った人間が求められ、結果として、言葉の上だけの「よい子」観を子どもたちに植えつけようとしています。学習指導要領が「悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考える」教材（小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編、2015年）と述べているにもかかわらず、検定による規制は逆の教科書を作りだしています。

(2) 「集団や社会との関わりに関すること」では、「責任」「法やきまり」「ルール」「社会や家族に役立つ」「相手の立場に立って」「ありがとう」「感謝」といった言葉が並び、個を自己抑制し集団に奉仕する人間を美化する内容が多いです。

(3) 「生命や自然、崇高なものとの関わり」では、科学の目で現実の自然や社会に起きている事実を丹念に見て、真実を追究し批判的に見ることも、「きれいな」「生きている」「命の大切さ」「すがすがしい」「うそをつかない」「差別のない」という、観念的なうわべだけの見方を押しつける内容が多いです。

(4) 「家族愛、家庭生活の充実」では、“絵に描いたような”家族像が描かれ、現実の家族、家庭に起きている問題とはかけ離れた内容が多いです。

(5) 「節度、節制」「礼儀」では、「正しいあいさつ」「礼儀正しく」「正しい言葉使い」「おじぎのしかた」と型にはまった行動様式を教えこむものが多いです。

(6) 「道徳」に名を借りて、「大切な国旗と国歌」「日本の国旗は『日の丸』、日本の国歌は『きみがよ』だね」「国旗（日の丸）のいみ」「国歌（きみがよ）のいみ」といった国旗・国歌観の露骨な押しつけ、「ポーズを決める安倍しゅしょう」の写真を載せるなど、教育的配慮を逸脱したものもありました。

(7) 読み物や偉人伝が多用され、そこに描き出された人物像は「読まないうちから結論がわかる」ような典型的な扱いになっているものが多く、同じ教材が文学作品として国語教科書に載り扱われているものと比べてみると、道徳の徳目にあてはめたことによる歪みが見られます。

(8) 「世界人権宣言」「子どもの権利条約」「白旗の少女」「東京大空襲」「原爆の子」「杉原千畝」など、人権、平和教育として活用できる教材をとりあげた教科書もありました。

(9) 『私たちの道徳』（文科省著作の道徳教育用教材、2014年）や『小学校道徳読み物資料集』（同、2011年）に掲載された148作品中約3割の46作品が使われています。「はしの上のおおかみ」「花さき山」「ブラッドレーのせい求書」（翻案「お母さんのせいきゅう書」を含む）「雨のバス停留所で」の4作品は全社が採用しました。また、民間の副教材などで多用されてきた「かぼちゃのつる」や「手品師」、「きんのおのぎんのおの」「ななつのほし」なども全社が掲載しました。

(10) それぞれの教材の後に「考えよう」「学びの手びき」のような欄を設けて、「学校ではどのようなやくそくやきまりがありますか。かいてみましょう」「感謝の気持ちを言葉に表してみましょう」など、話しあったり考えたり演じ

たりする課題が設定されています。ここに子どもが書き込んだ文章などが「道徳の評価」の材料として使用されることが考えられます。

4. 教科書採択をめぐって考慮されるべき点について

(1) 教育現場も教育委員会も、教科書出版社との関わりを回避する傾向が強まっています。こうした事態がさらにすすむならば、結果として、教育現場の要望を教科書に反映させることが困難となります。もちろん教科書採択を目的に申請図書（白表紙本）を閲覧させ、意見聴取の対価として金品を支払うなどの不正行為は許されるものではありません。検定審議会自身が示したとおり、「教科書作成にあたって実際に学校現場において使用する教員の意見を聴くこと自体は必要かつ有益」です。教科書出版社と教育現場との交流が阻害されることがないように改善されなければなりません。

(2) 教科書採択にあたっては、現場教職員の意見を尊重し、その意見を反映させるべきです。ILO ユネスコ「教師の地位に関する勧告」は、「教員は、児童・生徒に最も適した教材および方法を判断するためにとくに資格を与えられたものであるから、承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を受けて、教材の選択および採用、教科書の選択ならびに教育方法の適用について、不可欠の役割を与えられるべきである」（61 項）としています。この見地に立ち、教職員の意見を採択に活かすべきです。

(3) 教科書採択にあたっては、多くの保護者、地域住民が教科書展示会場に訪れ、意見を出せるように、展示会場の複数設置、閲覧できる曜日や時間の延長、十分な展示期間の設定などをはかるべきです。

(4) 教科書協議の臨時教育委員会を含め採択を決定する教育委員会を公開し、希望者のすべてが傍聴できるよう取りはからうべきです。

以 上

●「子どもための教育」になるよう、 展示会で意見を出しましょう

いかがでしたか？ どの教科書にも問題があり、これらの教科書を使って子どもたちの意見や行動が「評価」されるようになってきたら、子どもたちの成長がゆがめられてしまうのではないでしょうか。心配なことを率直に書いて、出してください。

「どの教科書も問題です。こんな教科書で教えてもらうのは困ります。道徳を『特別の教科』にするのはやめてほしいです」
「科学的根拠がない話や出来過ぎた話、子ども騙しのような話が多過ぎるのではないですか」
「特に問題だと思うのは～の題材。それを載せている〇〇社の教科書は採択しないでください」
「この教科書で、本当の“思いやり”が育つのでしょうか。上から『しつかりしなさい』『がんばりなさい』とおしつけられるばかりでは、子どもたちは反発するだけだと思います」
「一人前の大人として成長していくために、人権や民主主義、多様性を認め合うこと、暴力ではものごとは解決しないこと、批判的な精神をもつことなども勉強してほしい。でも、そういうことはほとんど載っていないと思います」
「市民の意見や、子どもたちと一緒に教科書を使う先生たちの意見をしっかりと聞いた上で選んでください」
「この教科書だけで授業をするのではなく、先生たちがよいと思う教材を自由に選んで使えるようにしてください」

小学校 「特別の教科 道徳」の 教科書って?!

来年度から小学校で使われる「特別の教科 道徳」教科書の展示が下記のように始まりました。どのような内容の教科書が作られていて、学校ではどのように使われるのでしょうか？
みんなで見に行ってくださいかめ、意見を出しましょう。

ところ 文部科学省 情報ひろばラウンジ1階
(東京都千代田区霞が関3-2-2)
とき 6月1日(木)～26日(月)
10:00～12:00、13:00～16:30
※ 土曜日、日曜日、6月19日(月)を除く
※ 6月20日(火)は13:00～16:30のみ

子どもと教科書全国ネット21

●どんな教科書が作られたの？

右のように8社の教科書が発行されました。3社は別冊ノートつきです。

新聞報道では「画一的な印象」(3.25読売)などと言われています。それは、下の表のように、文部科学省の副教材『私(わたし)たちの道徳』や民間の副読本に掲載されている題材が

発行社名	別冊の名称
光村図書	
教育出版	
廣済堂あかつき	道徳ノート
学校図書	活動
光文書院	
学研みらい	
東京書籍	
日本教出版	道徳ノート

ほとんどの教科書に掲載されているためです。

また、今回の教科書検定では、個々の記述だけでなく「全巻」にわたって「学習指導要領の内容に照らして～の扱いが不十分」という検定意見が多くありました。報道された「パン屋」さんから「和菓子屋」への修正(東書1年「にちようびのさんぽみち」)も、全巻について『伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度』の扱いが不十分」という意見がついたことによるものです。

文科省副教材に掲載され、7社以上に掲載されている題材	民間の副読本に掲載されている題材
「はしの上のおおかみ」「黄色いベンチ」「花さき山」「雨のバス停留所」「ブラッドレーのせい求書」「うばわれた自由」「ブランコ乗りとピエロ」	7社以上に掲載されている題材 「かぼちゃのつる」「手品師」「はがきと切手」「きんのおの」「なつのほし」「二わのことり」

●子どもたちはどんなふうに勉強するの？



一つひとつの題材について「〇〇の気持ちになって考えてみよう」などの「問い」について話し合ったり、書き込んだりするだけでなく、「うそやごまかしをしないで、あかるい気持ちで過ごすことができたら、一つ色をぬりましょう」(学図1年別冊)、「授業を受けた後の気持ちを(上向き、横向き、下向きの3つの)矢印で表しましょう」(光文)、「一年間の道徳の学習をふりかえろう」(教出)、「道徳の学習で学んだことを書きましょう」(日文)など、自分の気持ちを書き込むペー

ジが、ほとんどの教科書に用意されています。

また、「きんのおの ぎんのおの」のお話を途中で切って続きを演じさせたり(学研1年)、仲間はぐれにされた子を自分たちのグループに誘ってあげられるお話(「遠足の朝」・日文4年)を読み、役を交代しながら演じさせる教科書もあります。

これらは、「特別の教科 道徳」の授業を受けることによって、子どもたち一人ひとりがどのように「変容」したのか、担任の先生が文章で「評価」するようになったことと関係があると思われま

子どもたちは、「先生に評価される」前提のもとで、役を演じたり、話し合ったり、感想を書いたりしなければなりません。自分の本当の気持ちを話し合っ

て、ぶつかったり失敗したりしながら成長していくことができなくなりそう

●人権や民主主義、平和を考える題材も

掲載されている題材の中には、人権や民主主義、平和を考える題材もありました。他にも探してみてください。

- 子どもの権利条約や世界人権宣言の条文を紹介
「同じで違う—子どもの権利条約」(光村5年)
「世界人権宣言から学ぼう」(光村6年)
- 差別とのたたかい、人権を獲得するためのたたかい
「私には夢がある」(東書6年)、「ガンジーのいかり」(光文5年)
「マララ・ユスフザイ〜一人の少女が世界を変えろ」(光文5年)
「フロレンス・ナイチンゲール物語」(学研3年)
「モントゴメリーのバス」(教出5年)
- 戦争と平和に関する題材
「母さんの歌」(日文5年)
「杉原千敏」(日文6年) (教出6年)
「ふるさとを守った大イチョウ」(東書4年)
「同じ空の下で」(東書5年)、「白旗の少女」(東書6年)
「はばたけ折り鶴」(光文6年)、「火の夜の赤ちゃん」(学図6年)
- いじめ問題や人とのかかわりについて考えさせる題材
「わたしはひろがる」(光文6年) (学研5年)
「いじめをなくすために」(学研5年)、「自分は自分」(学研6年)
「さわってごらん、ぼくの顔」(学図6年)

※ただし、「道徳」の教材として掲載されているので、時代背景やその時の社会情勢などについて補足したうえで扱う必要があります。

●何か変じやない? 科学的でない…



上は、どの教科書にも掲載されている「かぼちやのつる」の挿絵です。まわりから注意されても言うことを聞かずに、つるをどんだんとばしていったかぼちやが、トラックにひかれて「いたいよ〜」と泣いてしまってお話です。「わがままはいけないよね」「まわりのちゅういをしてきて、がまんしよう」と、子どもたちに教えようとしています。

他にも、「百羽のツル」(東書3年) (あかつき3年) (光文4年)、「生きているなかま」(光村3年) など、動物や植物を擬人化した題材がたくさんありますが、いかがなものでしょうか

「かぼちやのつるって自然に伸びていくものだよね。そんな意識あるの?」「『痛いよ』って泣くわけないよ」、という子どもの反論が聞こえてきそうです。

また、「生命や自然、崇高なものに感動する心」の項目で、科学的な認識を身につけることにつながる題材が多くみられます。

「水も喉を通ってくださる」「いのち在らしめられている」など、気になる表現の詩も掲載されています。(「生かされている『大切な命』 教出6年)

●上の人に従うことを教える？

「集団生活の充実」を教える題材の一つに「星野君の二塁打」(学図6年)(あかつき6年)があります。試合で「バント」の指示を無視して二塁打を打った星野君に対し、監督が「チームの約束を無視して輪を乱した」として次の大会出場を禁じる話です。よりよい集団をつくるためには、自分で考えて行動するよりも上の人の指示に従うことのほうが大切なのでしょうか？

あなたが友達に本をかしてあげたとする。それを返してほしくなったら、「返して」と言うのはあなたの ア で、友達には返す イ があるんだ。
「これって『けんり』？これって『ぎむ』？」(東書5年)

アに「権利」、イに「義務」が入るそうですが、憲法に明記されている「権利」「義務」とは意味が違います。結局、自分を抑制して集団に奉仕することばかり、教えこむことにならないでしょうか。

●「がんばれ」「がんばれ」……

スポーツ選手の手記や起業家などの偉人伝も、たくさん掲載されています。「がんばれ」「がんばれ」と子どもたちを追い求めることにならないのでしょうか……。

- 「氷上の挑戦—浅田真央」(光文5年)
- 「まけるものか～野口英世」(東書3年)
- 「ゆめを追って—本田宗一郎」(学図3年)
- 「下町ボブスレー」(教出5年)

「ボーズをとる安倍君しよこの写真も……」

—4—

●ちよっと古くない？

多くの教科書が挨拶のしかたを図入りで説明していますが、中には正しい挨拶のしかたを3つの中から選ばせている教科書があります。(「身につけよう れいぎ・マナー」教出2年)

他にも、「二宮金次郎」や「青の洞門」など、戦前の教科書に載っていたような題材がいくつか掲載されています。

また、家族のことがたくさんとりあげられています。そのほとんどは、おじいさん・おばあさんと同居する三世代の家庭です。子どもたちの実際の生活とはずいぶんかけ離れているのではないのでしょうか。国が「あるべき家庭の姿」をおしつける動きが強まっています。そのことも関係がありそうです。



●「国旗・国歌」の扱いは？

「日本の国旗は～、国歌は～」と教えているのは1社で、「国旗が流れたら、みんなであいっしょに歌います」との写真つきでした。

「大切な国旗と国歌」(教出2年)

オリンピック・パラリンピックの話と合わせて扱っている教科書もあります。また、スポーツ選手のがんばりを紹介する題材の写真には、必ずと言ってよいほど「日の丸」が写っています。

「オリンピック・パラリンピック」(日文1年)

「東京オリンピック 国旗に込められた思い」(日文6年)